

由布市地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成22年 3月11日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、由布市地域公共交通活性化協議会規約第 11 条の規定に基づき、由布市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、由布市総合政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、由布市総合政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、由布市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、由布市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 3月11日から施行する。

別 表（第 6 条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者																
由布市地域 公共交通活 性化協議会 会長の印	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>議</td><td>活</td><td>公</td><td>由</td></tr> <tr> <td>会</td><td>性</td><td>共</td><td>布</td></tr> <tr> <td>長</td><td>化</td><td>交</td><td>市</td></tr> <tr> <td>印</td><td>協</td><td>通</td><td>地</td></tr> </table>	議	活	公	由	会	性	共	布	長	化	交	市	印	協	通	地	てん書	正方形 21	会長名をも って発する 文書	1	事務局長
議	活	公	由																			
会	性	共	布																			
長	化	交	市																			
印	協	通	地																			